

議題説明資料

議題（１）

小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

<議題要旨>

現在、１０月の開園に向けて準備を進めております小規模保育事業所「アレッタ袖ヶ浦園」の事業認可と利用定員の設定を市が行うにあたり、児童福祉法・子ども子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援会議にて意見を伺うものです。

事業概要や計画図、審議事項の説明については資料１に、認可・確認の制度の概要や市が認可や利用定員の設定をする際の基本方針については参考資料に記載しています。はじめに参考資料にて制度の概要及び認可や利用定員の設定に係る市の基本方針をご確認いただいたのちに、個別の資料を参考に審議をお願いいたします。

<審議事項>

①事業認可について

小規模保育事業所「アレッタ袖ヶ浦園」の事業認可申請に対する市の考え（資料１の９ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

②利用定員の設定について

小規模保育事業所「アレッタ袖ヶ浦園」の利用定員の設定に対する市の考え（資料１の１０ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

<意見書の提出>

事業の認可及び利用定員の設定に係るご意見を別添「意見書 議題（１）」にご記入のうえ市役所あてにご返送ください。

ご回答の際は、審議事項ごとに□のいずれかにチェックを入れていただき、その他ご意見等がある場合には、記入欄にご記入ください。

議題(1)

小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

第2回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

小規模保育事業とは

- 小規模保育事業とは、定員が6名以上19名以下で、0歳から2歳までの保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。
- 認可の基準については保育所に近いA型、家庭的保育事業に近いC型、中間型のB型の3類型が設定されています。

種別	職員数	職員資格	保育室等
A型	保育所の配置基準 ＋1名	保育士	0・1歳児： 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
B型	保育所の配置基準 ＋1名	1/2以上が保育士	
C型	0～2歳児 3：1	家庭的保育者	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡

認可予定の小規模保育事業の概要

施 設 名	アレッタ袖ヶ浦園
施 設 の 種 類	小規模保育事業（A型）
運 営 主 体	株式会社 エテルノ （市が運営主体を公募し、選定委員会にて決定）
所 在 地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目 店舗兼併用住宅の1階テナント部分を活用
事 業 開 始 日	令和3年10月1日
認 可 申 請 定 員	19人（0歳:6人 1歳:6人 2歳:7人）
保 育 室 等 （カッコ内は認可基準）	0歳児室 19.98㎡（>19.8㎡=3.3㎡×6人） 1歳児室 27.22㎡（>19.8㎡=3.3㎡×6人） 2歳児室 22.09㎡（>13.86㎡=1.98㎡×7人）
園庭（カッコ内は認可基準）	27.16㎡（>23.1㎡=3.3㎡×7人）
給 食	自園調理

施設位置図



アレッタ袖ヶ浦園現況写真(R3.7.30撮影)

店舗併用住宅の1階左部分が保育施設、2階・3階はアパートとなっています。

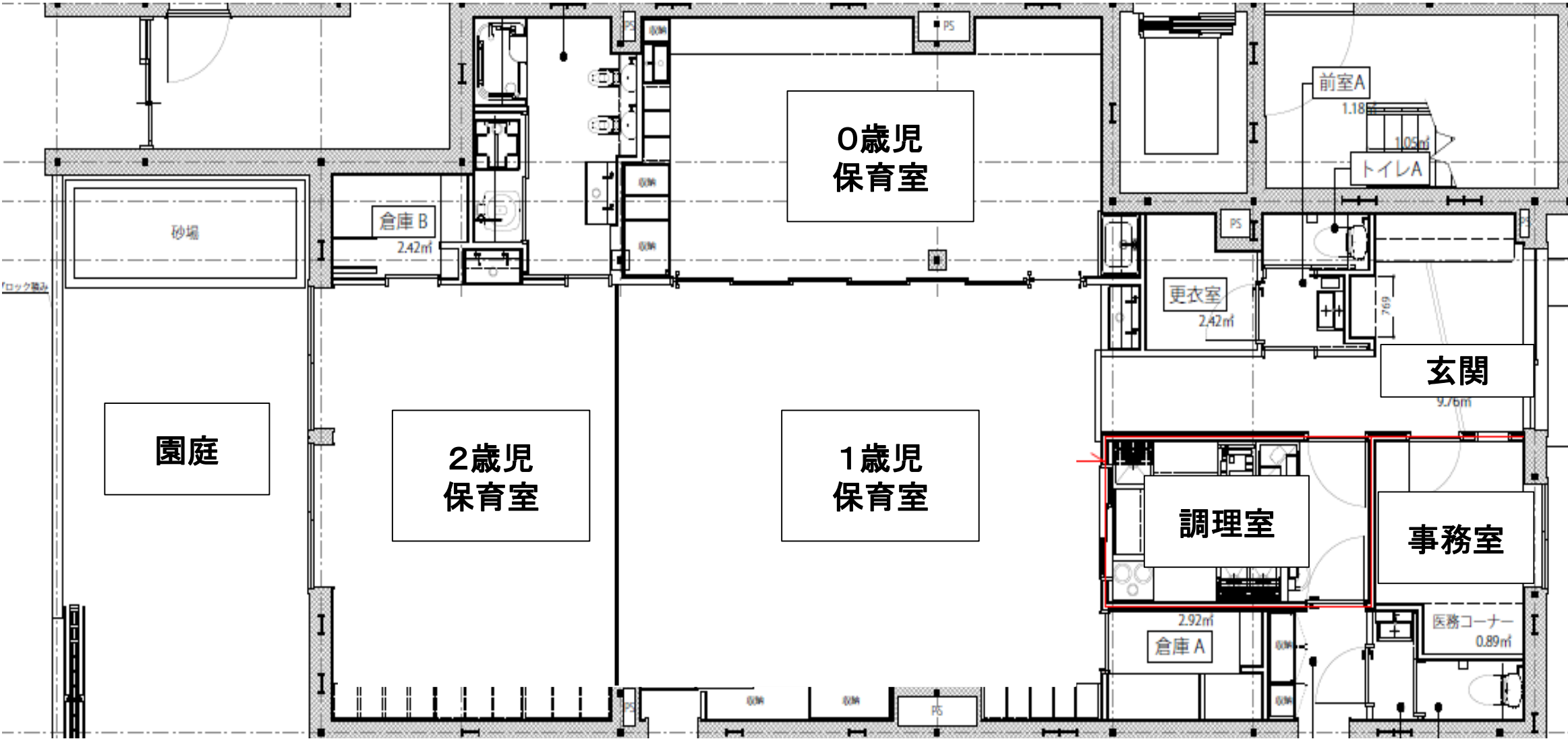


正面から撮影(赤枠内が保育施設部分)



裏側から撮影

アレッタ袖ヶ浦園 平面図



アレッタ袖ヶ浦園 内装イメージ

玄関イメージ



0歳児保育室イメージ



アレッタ袖ヶ浦園 内装イメージ

1・2歳児保育室イメージ



審議事項① 事業認可について

アレッタ袖ヶ浦園の認可申請に対しての市の考えは、下記のとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

【認可申請に対する市の考え】

⇒認可方針（参考資料4ページ）及び以下の点を踏まえ、

認可事業として認定する

- ①当該事業が市の認可基準（部屋面積や保育士の資格や人数など）を満たす見込みであること
- ②当該事業は市の子育て応援プラン（第2期）に基づき、事業者を公募し整備を進めている事業であること
- ③令和3年4月時点において保育所入所待ち児童が発生しており、本事業が住民の福祉の向上に寄与するものであること

審議事項② 利用定員の設定について

アレッタ袖ヶ浦園の利用定員の設定に対しての市の考えは、下記のとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

アレッタ袖ヶ浦園の認可定員及び利用定員（申請人数）（単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	合計
認可定員	6	6	7	19
利用定員	6	6	7	19

【利用定員の設定に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針（参考資料5ページ）及び以下の点を踏まえ、
申請人数を利用定員として設定する

- ①当該事業が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員が認可定員と一致していること

令和3年度第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（書面会議）

意見書 【議題（1）】

令和3年8月 日

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
委員長 井上 美鈴 様

委員氏名 _____

令和3年度第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の議題（1）小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について、次のとおり意見を提出いたします。

①事業の認可について

資料1の9ページのとおり認可することを

- ☐ 承認します。
☐ 承認しません。

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

②利用定員の設定について

資料1の10ページのとおり利用定員を設定することを

- ☐ 承認します。
☐ 承認しません。

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

※記載欄が不足する場合等は別紙を添付してください。（様式は任意）

議題説明資料

議題（２）

認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

<議題要旨>

現在、１０月の開園に向けて準備を進めております認可保育所「スクルドエンジェル保育園神納園」の利用定員の設定を市が行うにあたり、児童福祉法・子ども子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援会議にて意見を伺うものです。なお、認可は、県が行います。

事業概要や計画図、審議事項の説明については資料２に、認可・確認の制度の概要や市が利用定員の設定をする際の基本方針については参考資料のとおりです。

<審議事項>

○利用定員の設定について

認可保育所「スクルドエンジェル保育園神納園」の利用定員の設定に対する市の考え（資料２の９ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

<意見書の提出>

利用定員の設定に係るご意見を別添「意見書 議題（２）」にご記入のうえ市役所あてにご返送ください。

ご回答の際は、審議事項ごとに□のいずれかにチェックを入れていただき、その他ご意見等がある場合には、記入欄にご記入ください。

議題(2) 認可保育所の利用定員の設定に係る 意見聴取について

第2回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

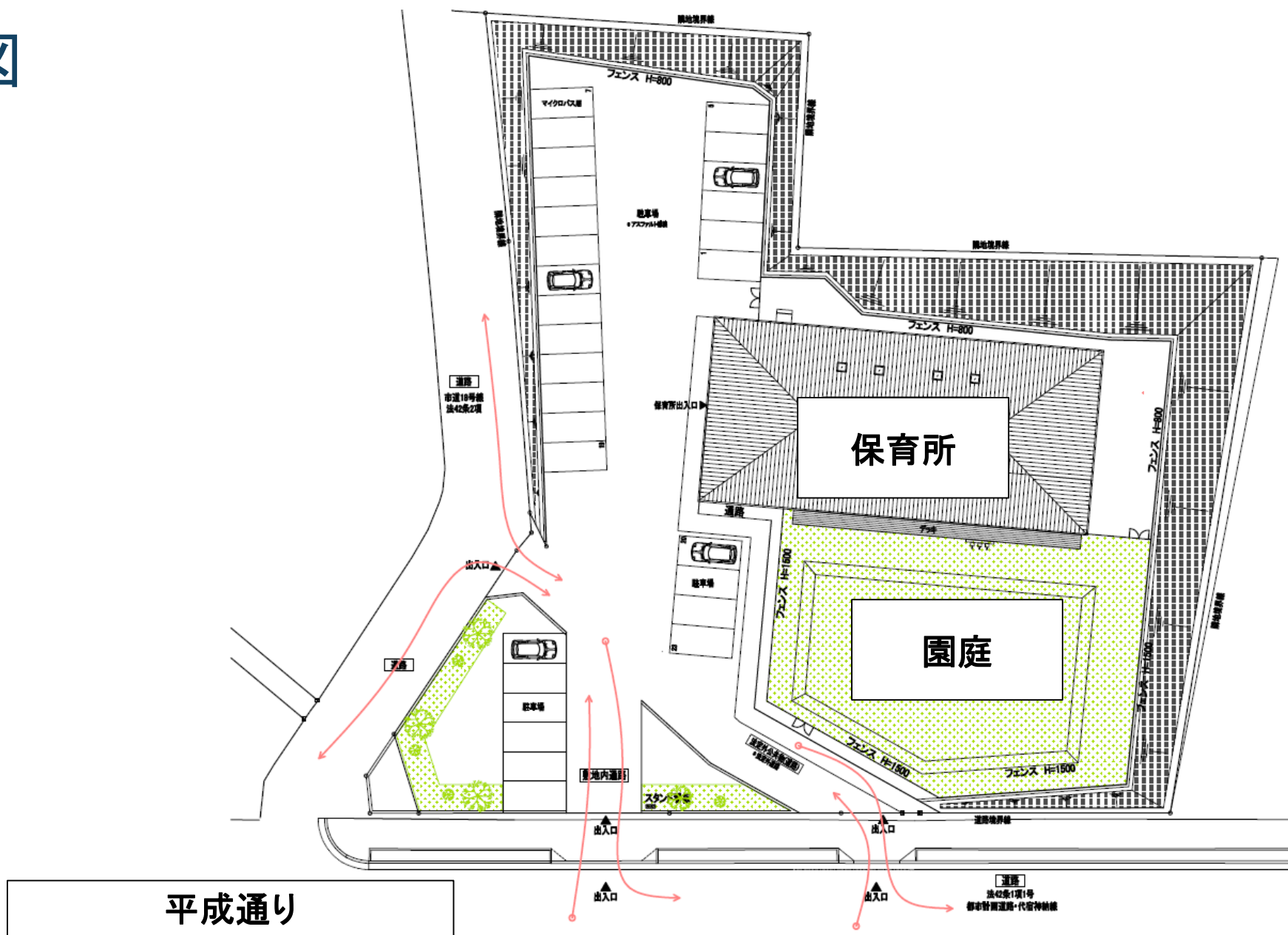
認可予定の保育所の概要

施設名	スクルドエンジェル保育園神納園
施設の種類	保育所
運営主体	株式会社 スクルドアンドカンパニー (現在、市内で保育所1所、小規模保育2所運営)
所在地	袖ヶ浦市神納2722番3
開園予定日	令和3年10月1日
開所予定時間	午前7時から午後7時まで
認可申請定員	70人(0歳: 6人 1歳:11人 2歳:11人 3歳:14人 4歳:14人 5歳:14人)
園庭 (カッコ内は認可基準)	450㎡(>175㎡÷3.3㎡×53人)
給食	自園調理

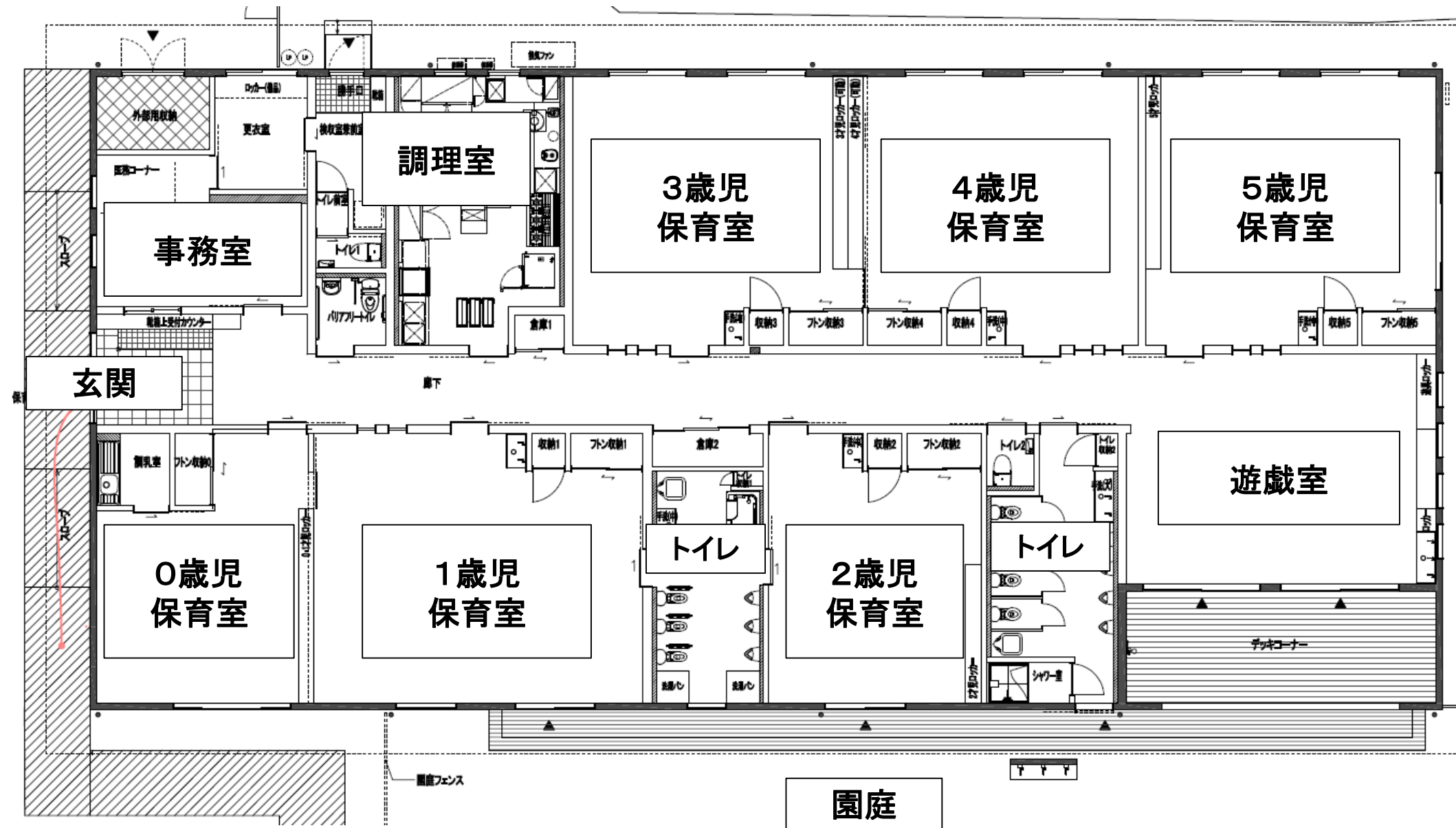
施設位置図



外構図



平面図



神納園現況整備写真(R3.7.30撮影)

平成通り側から撮影



玄関・駐車場側から撮影



神納園 完成イメージ



審議事項 利用定員の設定について

スクルドエンジェル保育園神納園の利用定員の設定に対しての市の考えは、次ページのとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

神納園の認可定員及び利用定員（申請人数）

（単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員	6	11	11	14	14	14	70
利用定員	6	11	11	14	4	4	50

0歳児から3歳児までは認可定員と利用定員が同数ですが、4・5歳児については、利用定員が認可定員を下回っています。これは、年度途中での開園の場合は4・5歳児の入園が少ないことから、実態にあった利用定員としようとしているものです。

審議事項 利用定員の設定について

【利用定員の設定に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針（参考資料5ページ）及び以下の点を踏まえ、
事業者の申請に合わせて利用定員を設定する

- ①当該施設が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員と認可定員が一致していることが原則であるが、
年度途中の開園であり、かつ市全体の4・5歳児の入所待ち
児童がほぼいない状況において、年度末まで4・5歳児の入園
見込みが少なく、利用定員と実態との乖離が見込まれること

一般的に4・5歳児クラスの児童の大半は、同じ保育所内での持ち上がりの児童であるが、新規開設の場合は持ち上がりの児童がいないため、開園後数年かけて4・5歳児クラスの入園児童が増えていくのが実態です。

スクルドエンジェル保育園神納園の利用定員の設定について

神納園の認可定員及び利用定員（確認予定）（単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員	6	11	11	14	14	14	70
利用定員	6	11	11	14	4	4	50
参考 （8月4日時点の入園希望者数）	7	23	28	11	2	0	

今回の4・5歳児の利用定員の設定は、開園が年度途中であり、入園児童数が認可定員まで見込めないことから設定しているものであり、来年4月時点での利用定員については、入園の申込状況を踏まえ原則として利用定員が認可定員と一致するように利用定員を変更する予定です。

(別紙)

令和3年度第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（書面会議）

意見書【議題（2）】

令和3年8月 日

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
委員長 井上 美鈴 様

委員氏名 _____

令和3年度第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の議題（2）認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について、次のとおり意見を提出いたします。

○利用定員の設定について

資料2の9ページのとおり利用定員を設定することを

- ☐ 承認します。
☐ 承認しません。

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

※記載欄が不足する場合等は別紙を添付してください。（様式は任意）

議題説明資料

議題（３）

事業所内保育事業の認可及び利用定員の変更に係る意見聴取について

<議題要旨>

平成３０年４月より開園している事業所内保育事業所「キッズガーデンひまわり」より認可定員及び利用定員の変更の申出がありましたので、市が変更に係る認定を行うにあたり、児童福祉法・子ども子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援会議にて意見を伺うものです。

計画変更の内容や理由、審議事項の説明については資料３に、認可・確認の制度の概要や市が認可や利用定員の設定をする際の基本方針については参考資料のとおりです。

<審議事項>

①事業認可について

事業所内保育事業所「キッズガーデンひまわり」の認可変更の申出に対する市の考え（資料３の１３ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

②利用定員の変更について

事業所内保育事業所「キッズガーデンひまわり」の利用定員の変更に対する市の考え（資料３の１５ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

<意見書の提出>

事業の認可及び利用定員の設定に係るご意見を別添「意見書 議題（３）」にご記入のうえ市役所あてにご返送ください。

ご回答の際は、審議事項ごとに□のいずれかにチェックを入れていただき、その他ご意見等がある場合には、記入欄にご記入ください。

議題(3) 事業所内保育事業の認可及び利用定員 の変更に係る意見聴取について

第2回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

事業所内保育事業とは

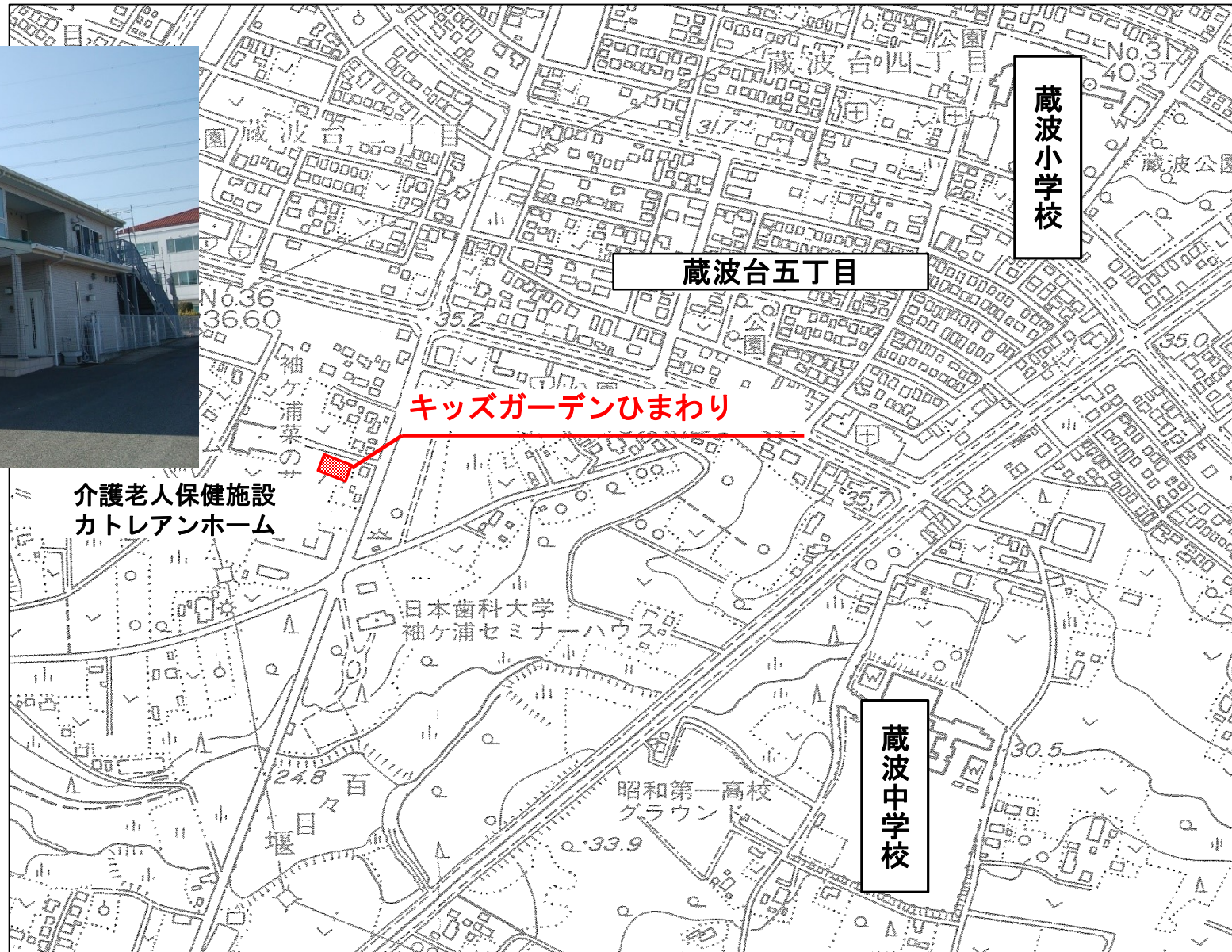
- 事業所内保育事業とは、0歳児から2歳児までの児童を対象とし、定員が20人以上の保育所型事業所内保育と定員が6名以上19名以下の小規模型事業所内保育があり、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子ども（従業員枠）と地域の子ども（地域枠）を一緒に保育する事業です。

種別	職員数	職員資格	保育室等
保育所型 事業所内保育	保育所の 配置基準	保育士	0・1歳児： 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
小規模型 事業所内保育	保育所の 配置基準＋1名	1/2以上が 保育士	0・1歳児：1人当たり3.3㎡ 2歳児：1人当たり1.98㎡

変更予定の事業所内保育事業

施 設 名	キッズガーデンひまわり
施 設 の 種 類	保育所型事業所内保育
運 営 主 体	社会医療法人社団さつき会
事 業 運 営 (委 託)	株式会社スミレ調剤薬局
事 業 開 始 日	平成30年4月1日
開 所 時 間	午前7時から午後7時まで
定員（令和3年8月現在）	従業員枠50人（0歳:15人 1歳:17人 2歳:18人） 地域枠 20人（0歳: 6人 1歳: 7人 2歳: 7人）
屋 外 遊 技 場 （ 代 替 地 ）	400㎡
給 食	自園調理
備 考	1階部は、認可保育所「キッズガーデンひまわり」 2階部は、認可外保育所「さくらんぼ保育園」

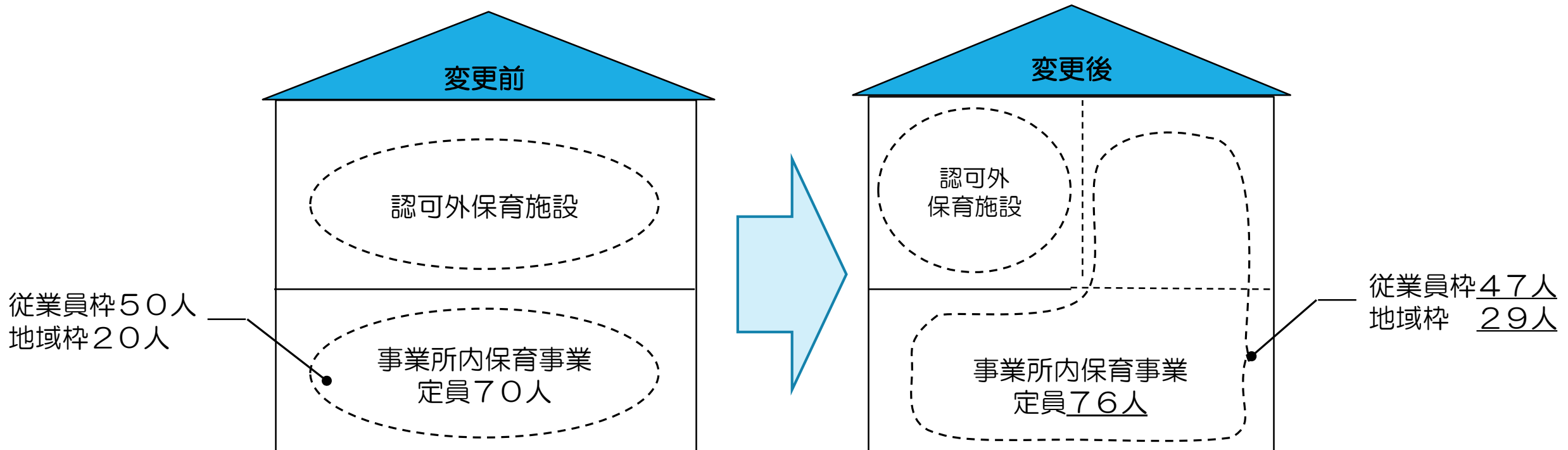
施設位置図



認可・利用定員変更の概要

【変更内容】 現在2階部で運営している認可外保育施設の規模を縮小し、認可保育施設の拡充を行うものです。（地域枠を9名増員予定）

【変更理由】 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響により、認可外保育施設の利用が少なくなっていること。袖ヶ浦市において、2歳児以下の待機児童が多く生じており、地域枠の増員が待機児童対策に寄与すること。



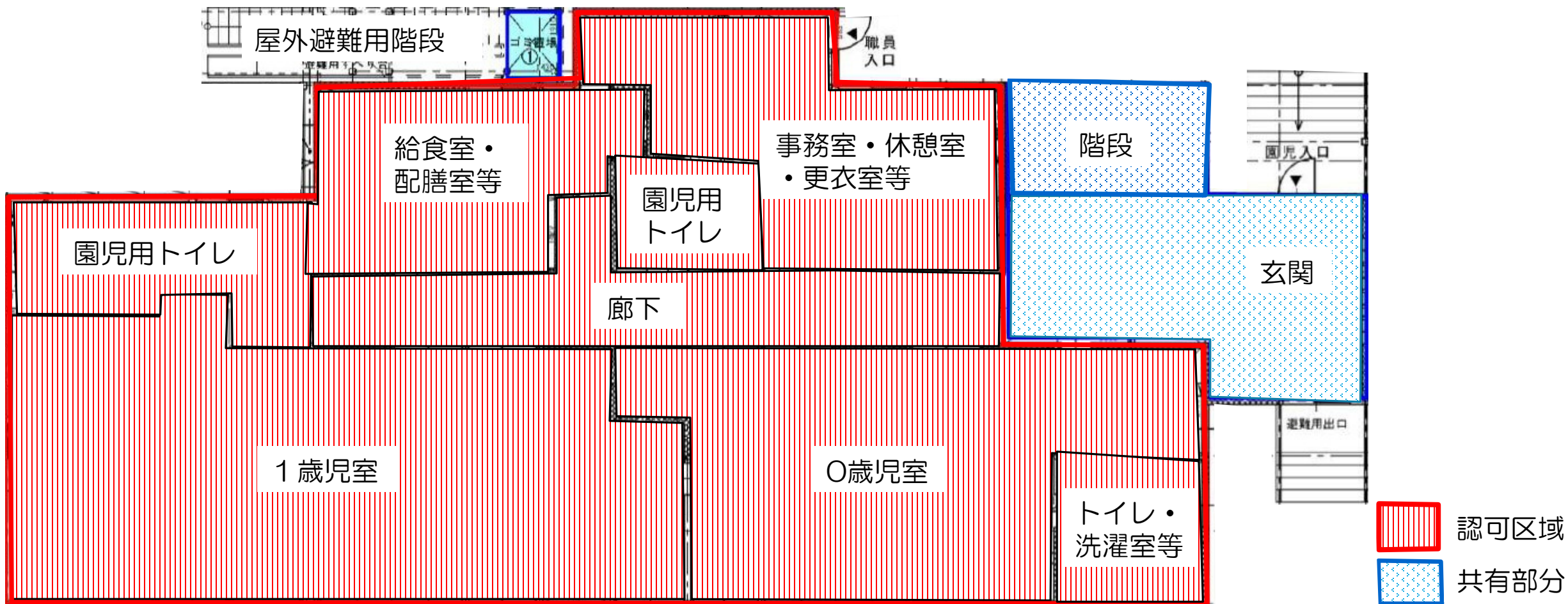
認可・利用定員変更の概要

0歳児の従業員枠を3名減、1歳児の地域枠4名増、2歳児の地域枠を5名増。
定員の増に合わせて、各保育室の部屋割りを変更（認可基準の有効面積を確保）。

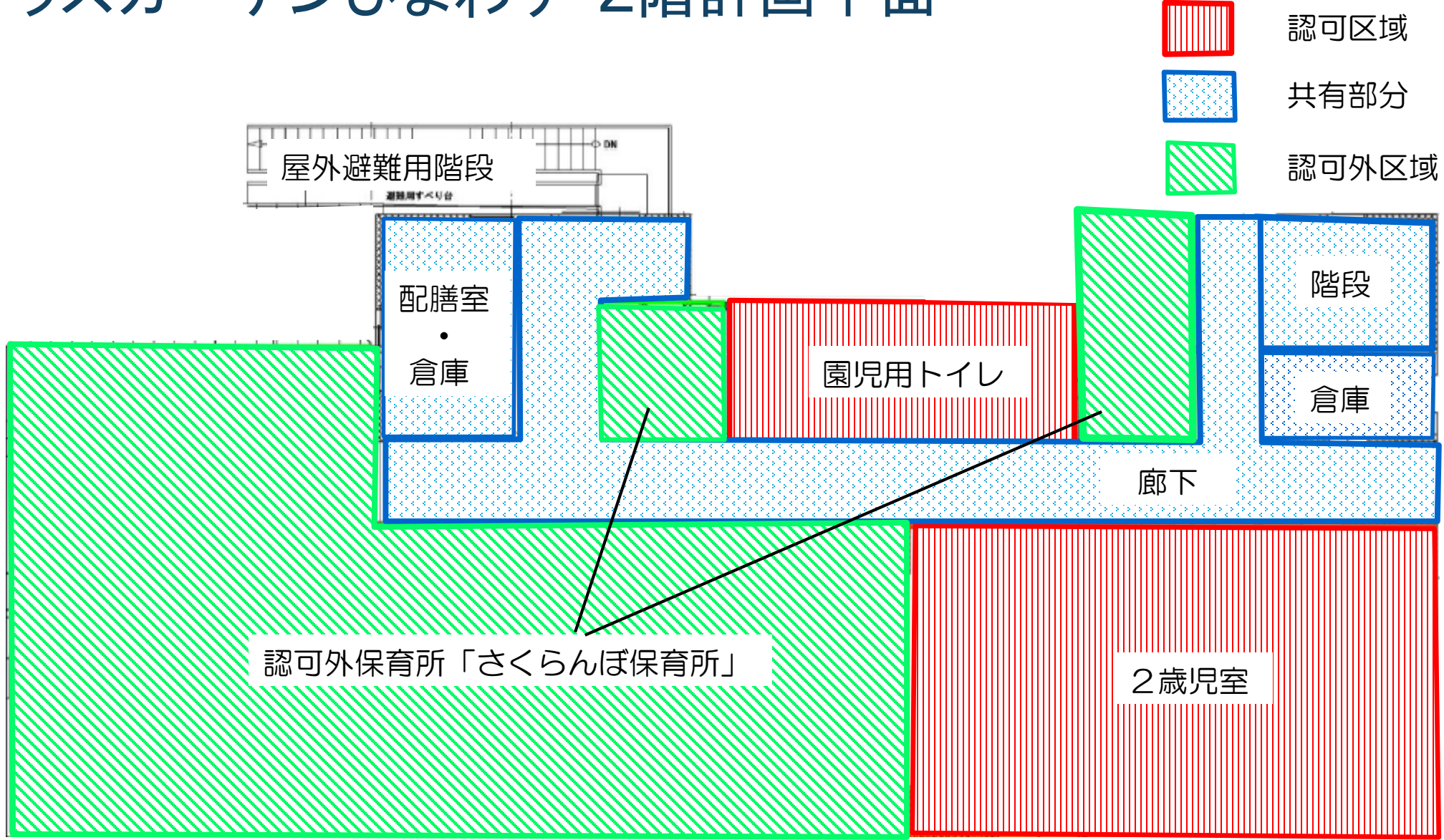
		0歳	1歳	2歳	合計
認可定員 利用定員	変更前	従業員枠:15人 地域枠: 6人 計:21人	従業員枠:17人 地域枠: 7人 計:24人	従業員枠:18人 地域枠: 7人 計:25人	従業員枠:50人 地域枠:20人 計:70人
	変更後	従業員枠: <u>12</u> 人 地域枠: 6人 計: <u>18</u> 人	従業員枠:17人 地域枠: <u>11</u> 人 計: <u>28</u> 人	従業員枠:18人 地域枠: <u>12</u> 人 計: <u>30</u> 人	従業員枠: <u>47</u> 人 地域枠: <u>29</u> 人 計: <u>76</u> 人
変更後の 保育室の有効面積 () 内は認可基準		63. 2㎡ (59. 4㎡)	96. 5㎡ (92. 4㎡)	60. 4㎡ (59. 4㎡)	

キッズガーデンひまわり 1階計画平面

玄関や階段は、2階の認可外保育所との共有スペースとなっています。



キッズガーデンひまわり 2階計画平面



キッズガーデンひまわり 保育室等の写真

0歳児室



キッズガーデンひまわり 保育室等の写真

1歳児室



キッズガーデンひまわり 保育室等の写真

1階階段出入口



2階階段出入口



認可基準において、2階に保育室を設置する場合には、通行する場所に転落事故の防止設備の設置が義務付けられています。

キッズガーデンひまわり 保育室等の写真

2歳児室



審議事項① 認可定員の変更について

キッズガーデンひまわりの認可定員の変更に対しての市の考えは、下記のとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

【認可変更に対する市の考え】

⇒認可方針（参考資料4ページ）及び以下の点を踏まえ、

認可定員の増員変更を認定する

- ①変更後の事業が市の認可基準を満たす見込みであること
- ②当該変更により認可定員・利用定員が増となっても、市の子育て応援プラン（第2期）に定めている令和4年度当初の二歳未満見込みを上回るものではないこと
- ③令和3年4月時点において、0歳児から2歳児の保育所入所待ち児童が発生していること

市子育て応援プラン(第2期)における保育ニーズ量の見込みと確保方策

保育ニーズ量と確保定員 (単位：人)

	0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳
令和4年度当初の ニーズ量の見込み	138	611	910				
令和4年度当初の 定員見込み	177	557	992				
プラン上の確保方策	178	568	1010				

	0歳	1～2歳	3～5歳
令和3年度整備で 増加する定員 (キッズガーデン ひまわりの定員変更 を除く)	26	95	117
既存保育施設により 確保されている定員	151	462	875

1～2歳児の令和4年度当初の定員見込みは、計画上の確保方策と比較すると11人不足する見込みです。このため、キッズガーデンひまわりの地域枠を9名増員しても計画には支障がなく、待機児童解消に寄与するものとなります。

子育て応援プランでは、年度ごとに保育のニーズ量の見込みと確保方策を定めており、保育施設の整備を計画的に推進しています。令和3年度は、私立保育園2施設、小規模保育事業2事業の整備を進めております。

審議事項② 利用定員の変更について

キッズガーデンひまわりの利用定員の変更に対しての市の考えは、下記のとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

【利用定員の変更申請に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針（参考資料5ページ）及び以下の点を踏まえ、
認可定員の変更に合わせて利用定員を設定する

- ①変更後の事業が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員と認可定員が一致していること

審議事項② 利用定員の変更について

キッズガーデンひまわりの認可定員及び利用定員（変更後）（単位：人）

年齢		0歳	1歳	2歳	合計
認可定員		18	28	30	76
利用定員		18	28	30	76
内訳	従業員枠	12	17	18	47
	地域枠	6	11	12	29

令和3年度第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（書面会議）

意見書【議題（3）】

令和3年8月 日

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
委員長 井上 美鈴 様

委員氏名 _____

令和3年度第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の議題（3）事業所内保育事業の認可及び利用定員の変更に係る意見聴取について、次のとおり意見を提出いたします。

①認可定員の変更について

資料3の13ページのとおり認可定員を変更することを

- ☐ 承認します。
☐ 承認しません。

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

②利用定員の変更について

資料3の15ページのとおり認可定員の変更に合わせて利用定員を設定（変更）することを

- ☐ 承認します。
☐ 承認しません。

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

※記載欄が不足する場合等は別紙を添付してください。（様式は任意）

保育所等の認可と確認について

第2回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

認可・確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援制度では、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けたお子さんが、保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）や地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合、その経費に対し給付費・委託費が支給されています。
- 認可を受けた教育・保育施設や地域型保育事業所に対して、給付の実施主体である市が利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費・委託費を支払う仕組みです。
- 認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所の児童の受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく、利用定員を基に運用されます。

保育施設・地域型保育事業が給付の対象となるまで

●認可

施設が認可基準（施設の大きさ、給食設備、保育士当の配置、防火管理、衛生管理等）を満たしていると認められること。



●確認

認可を受けた施設が給付の対象となることを確定する手続き。



給付の対象

認可について

認可

- 保育所等の設置に係る申請に対し、法律や条例に規定されている設備や運営に関する基準等を満たす施設又は事業であるか審査し、その設置又は事業実施を認めることを認可といいます。認可された施設・事業であることが市から給付費・委託費を受けて運営するための必須条件となります。

認可方針

- 原則として、認可申請の内容が認可基準に適合している場合は認可するものとします。
- ただし、保育の供給が需要を上回っている場合や市の子育て応援プランの達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは認可をしないことができます。

確認と利用定員について

確認と利用定員

- 保育所等の運営に係る経費を市が給付するための運営基準を満たしているか審査し、給付による財政支援の対象と認めることを確認といいます。確認の際は利用定員の設定も併せて行います。利用定員は 給付費を算定する基礎となるものであり、認可定員の範囲内で設定する定員です。（認可定員とは、当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員です。）

利用定員の設定方針

- 利用定員を認可定員と一致させることを原則とします。
- ただし、利用者が認可定員を下回ることが見込まれる場合などは、当該施設の今後の利用者数の見込みや事業者の意向等を考慮し、設定します。

認可定員と利用定員について

認可定員とは

- 施設が定員に対して認可基準を満たしていると認められた定員で、施設の最大受入能力の意味合いが強い。
- 認可を受けるときに設定し、実態の入園者数と乖離している場合がある。
- 認可を受けるとすべての施設で認可定員を設定する。

利用定員とは

- 確認の手続きの際に設定するもので、給付費の算定基礎となる単価に影響する。
(利用定員が多くなると、一人あたりの単価が下がっていく。)
- 実態の園児数（見込み含む）に合わせて設定する必要がある。

認可定員 $\geq$ 利用定員

子ども・子育て支援制度における施設・事業ごとの認可・確認主体

子ども・子育て支援 制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設 (R3.8.1時 点)
認定こども園	県	市 (利用定員の設定の際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	1
幼稚園			1
保育所			1 2
居宅訪問型保育事業	市 (認可をしようとする際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	市 (利用定員の設定の際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	—
家庭的保育事業			1
小規模保育事業			3
事業所内保育事業			1

認可に係る意見聴取の根拠

■児童福祉法 第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

同条第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ヶ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則 第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法 第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

議題説明資料

議題（４）平川地区幼保施設整備計画の検討状況について（報告）

「市立幼保施設のあり方に関する方針」及び「平川地区幼保施設整備計画」の検討状況について、以下の通り報告します。

１ 市立幼保施設のあり方に関する方針（案）のパブリックコメント結果

６月２１日（月）の第１回子ども・子育て支援会議では、市立幼保施設のあり方に関する方針（案）についてのご意見を頂きましたが、その後、６月２８日（月）から７月２７日（水）まで方針（案）に関するパブリックコメント（※１）を実施した結果、意見の提出はありませんでした。

（※１）パブリックコメント：市の重要な施策の策定に際し、当該施策の案その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を募集すること。

２ 平川地区幼保施設整備計画の検討

「市立幼保施設のあり方に関する方針」は市内全域を対象とする基本方針であり、地域ごとの幼保施設の配置計画は別途定めることとしています。

地域ごとの計画策定にあたっては、平川地区の活性化に向けた子育て支援施策の一環として、幼児教育・保育の連携や子育て支援センターの整備などを推進するため、まず平川地区から実施していきます。

平川地区における現状と課題を踏まえ、今後の幼保施設の整備手法や運営形態について検討した資料が、別添「（資料４）平川地区幼保施設整備計画の検討状況について」になります。

資料４をご覧ください、ご意見やご質問がある場合は、（別紙）意見書を市役所あてにご返送ください。

また、資料４の内容以外にも

- 今後の幼児教育・保育施設に望む機能やサービス
- 平川地区の活性化に向けての子育て環境の充実
- その他の子ども・子育て施策一般

などに関するご意見がありましたら、（別紙）意見書にご記入ください。

３ 平川地区幼保連携推進に関する意見交換会の開催

平川地区のまちづくりに向けた子育て支援の充実を図るため、子育て世代をはじめとした地域の方々との意見交換会を９月１２日（日）に平川公民館で開催します。（別添「資料４参考 チラシ」参照）

子ども・子育て支援会議委員の皆様におかれましても、お時間がありましたら是非ご参加ください。 ※事前予約は不要です。

平川地区幼保施設整備計画の 検討状況について

1 平川地区幼保連携推進に向けた基本的な考え方

市では、幼児教育・保育を取り巻く環境の変化を踏まえ、袖ヶ浦市総合計画の第1期実施計画において「平川地区幼保連携推進事業」及び「地域子育て支援拠点事業」を位置付け、平川地区における幼児教育及び保育施設のあり方及び施設整備の推進とあわせて、子育て支援センターの設置を検討するとしたところであり、実現に向けた検討を進めるにあたっての基本的な考え方を以下のとおり示します。

(1) 子ども・子育て支援の拠点となる施設の整備

まちの持続的な発展においては、子育て世代を含む若年層が地域に魅力を感じることが大きな意味を持っています。

平川地区は豊かな自然環境などのポテンシャルを有しているものの、全国的な課題である人口減少や少子高齢化が進行しています。

このため、平川地区の活性化に向けた子育て支援施策の一環として、地域で育った若年層の流出を抑制するとともに、新たな子育て世代の呼び込みを目指し、安心して子育てできる幼児教育・保育施設の整備を図ります。

また、新たな施設の整備にあたっては、多様化する子育て世代のニーズに対応するため、子ども・子育て支援新制度の趣旨にあるように、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する拠点となる施設を目指します。

(2) 市立幼児教育・保育施設のあり方に関する方針との関係

平川地区の幼保施設の整備にあたっては、市内全域を対象とする「市立幼保施設のあり方に関する方針」に基づき、子育て支援センターの設置や幼保連携推進に適した施設の整備計画を策定します。

また、具体的な整備計画の策定にあたっては、地区説明会を開催し、子育て世代をはじめとした地域の方々の理解を深めながら定めるものとします。

2. 市立幼保施設のあり方に関する方針(抜粋)

(1) 市立幼児教育・保育施設共通の課題

- 少子化の進行、子育て世代の核家族化や共働き世帯の増加や、就労形態が多様化する中で、従前の幼稚園・保育所の枠組みでなく、保護者の就労形態にかかわらず子どもが幼児教育・保育の機会を得られる幼保連携を推進し、保護者の選択肢を広げ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが重要となっています。
- 平成30年4月に改訂された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「幼児期に育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に示されたことにより、小学校への円滑な接続に向け、就学前施設の区分なく幼児期に期待する姿の実現が求められています。
- 幼児教育・保育を担う人材が全国的に不足しており、市立の幼稚園・保育所においても例外ではなくなっていることから、効率的な運営が必要となっています。
- 市立の幼保施設は老朽化が進行し、近年に建設した私立認定こども園や私立保育施設と比較すると、設備など機能面での格差が大きくなっています。また、本市の場合は、国からの財源が見込めないことから、効果的な施設マネジメントが重要となっています。

(2) 内陸部における課題

- 地区の総人口は減少が続いているものの、父母共にフルタイム勤務である保護者が多く、幼保施設の利用割合が高くなっていますが、地域に多様なサービスを提供できる幼保施設が少ないため、就労形態に応じたニーズに対応する必要があります。
- 吉野田保育所は市立幼保施設で最も建設が古く、施設の老朽化が進んでいることから、早期に対策を講じる必要があります。
- 内陸部では幼保施設すべてが定員を下回っており、将来的な人口動向を見据えた適正な施設のあり方を検討する必要があります。
- 子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まって相談や交流ができる「子育て支援センター」について、臨海部では市立の「そでがうらこども館」のほか、私立保育園に併設されたセンターが存在しますが、内陸部には常設の子育て支援センターがないことから、地域に居住しながらの子育てに影響を及ぼしています。

(3) 市立幼保施設のあり方に関する方針

次代を担う子どもたちの健全育成に必要な幼児教育・保育サービスを持続的に提供し、将来のまちの発展に寄与するため、社会環境とともに変化するニーズに対応しつつ、多様な手法による教育・保育環境の向上を目指して、市内全域の視点に立ちながら、地域を定めて市立の幼児教育・保育施設に関する配置等の計画を策定することとします。

また、具体的な計画の策定にあたっては、多様な幼児教育・保育の実施や施設マネジメントの観点から、民間活力を積極的に導入することを基本とし、等しく質の高い教育・保育を受けることができるだけでなく、特別な配慮を必要とする子どもが同じ場で学び育つインクルーシブな幼児教育・保育の場の提供や、地域における子育て環境の向上を図ります。

なお、地域ごとの計画策定については、幼児教育・保育施設の連携や、子育て支援センターの早期整備などを推進するため、平川地区から実施することとします。

3. 平川地区のまちづくりに関する方針等

(1) 袖ヶ浦市総合計画〔基本構想〕

○土地利用方針(抜粋)

袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする3つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点として位置付け、商業施設や業務施設、住宅などの集積をさらに促進します。

(2) 袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

○都市拠点(横田駅周辺地区)の将来都市構造

中川・富岡地域の中心として、歩行者の安全性の確保などを図りつつ、市の内陸部における生活拠点にふさわしい生活サービス施設の集積を図ります。

○地域拠点(平岡地区)の将来都市構造

公共施設などの空間を活用し、地域コミュニティの維持や地域の活動拠点の形成を図ります。また、身近な生活サービス施設の維持・充実を図り、市民生活の利便性向上と居住環境の維持・向上を図ります。

4. 平川地区における幼児教育・保育の状況

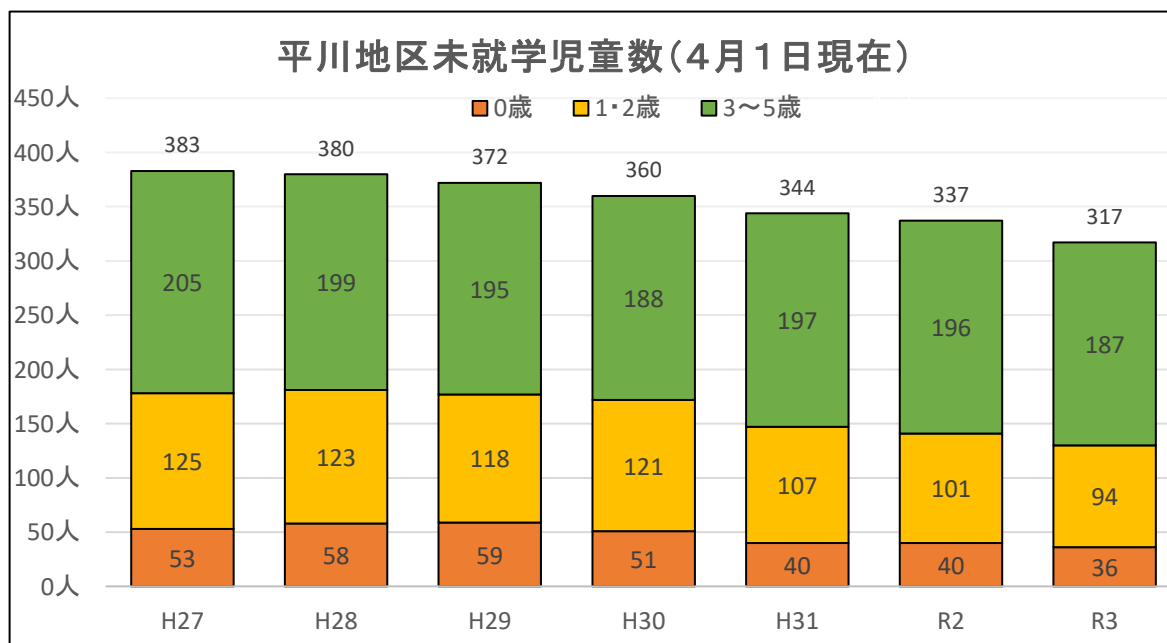
(1) 平川地区の幼児教育・保育施設(令和3年4月現在)



施設名	構造 ※	建築年	経過 年数	延床面積 (㎡)	定員 (人)	耐震安全性	
						基準	補強
平川保育所	RC	平成 6 年	27	951	90	新	—
吉野田保育所	木造	昭和 51 年	45	943	90	旧	—
中川幼稚園	S	昭和 53 年	43	984	210	旧	済

※ RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造

(2)平川地区における未就学児数の推移



平川地区の未就学児数は、平成27年度から令和3年度の6年間で約17%減少しています。

(3)平川地区の市立保育所及び幼稚園の入所状況

①施設別の入所状況

区分		定員	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
保育所	平川保育所	90	73	70	67	66	70	69	71
			81.1%	77.8%	74.4%	73.3%	77.8%	76.7%	78.9%
	吉野田保育所	90	74	73	75	78	72	71	71
			82.2%	81.1%	83.3%	86.7%	80.0%	78.9%	78.9%
幼稚園	中川幼稚園	210	80	74	77	71	134	114	84
			38.1%	35.2%	36.7%	33.8%	63.8%	54.3%	40.0%

※ 各年度とも保育所は4月1日、幼稚園は5月1日現在。上段は入所者数、下段は入所率

※ 平成31年4月に、中川幼稚園と今井幼稚園が統合

各施設とも全体の定員を下回る入所状況となっていますが、幼稚園・保育所ともに年齢ごとの定員が定められており、保育所は定員まで保育を実施している年齢もあります。幼稚園については、4歳児・5歳児ともに3クラスで定員を設定していますが、令和3年度において4歳児・5歳児ともに2クラスの合計4クラスで運営をしています。

②施設別・年齢別・居住地区別在籍児童数

平川保育所(令和3年4月1日現在)

年齢	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	市外	合計	定員
0歳	0	0	0	3	0	0	3	5
1歳	1	0	0	4	3	0	8	8
2歳	0	1	1	6	3	0	11	12
3歳	0	1	0	10	3	0	14	15
4歳	0	4	0	14	1	0	19	25
5歳	0	1	1	11	3	0	16	25
合計	1	7	2	48	13	0	71	90
割合	1.4%	9.9%	2.8%	67.6%	18.3%	0.0%	100.0%	

→平岡地区の児童が全体の約7割を占め、0歳～3歳は定員をほぼ充足しています。

吉野田保育所(令和3年4月1日現在)

年齢	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	市外	合計	定員
0歳	1	0	0	0	1	0	2	5
1歳	2	0	0	0	3	0	5	8
2歳	0	0	0	1	10	0	11	12
3歳	0	0	1	4	8	2	15	15
4歳	2	0	1	1	15	1	20	25
5歳	0	0	0	1	16	1	18	25
合計	5	0	2	7	53	4	71	90
割合	7.0%	0.0%	2.8%	9.9%	74.6%	5.6%	100.0%	

→中川・富岡地区の児童が全体の7割以上を占め、3歳児のみ定員を充足しています。

中川幼稚園(令和3年5月1日現在)

年齢	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中富地区	市外	合計	定員
4歳	10	10	6	2	5	1	34	105
5歳	20	14	3	3	9	1	50	105
合計	30	24	9	5	14	2	84	210
割合	35.7%	28.6%	10.7%	6.0%	16.7%	2.4%	100.0%	

→平川地区の児童は約2割ですが、地区別人口と比較すると利用割合は高くなっています。

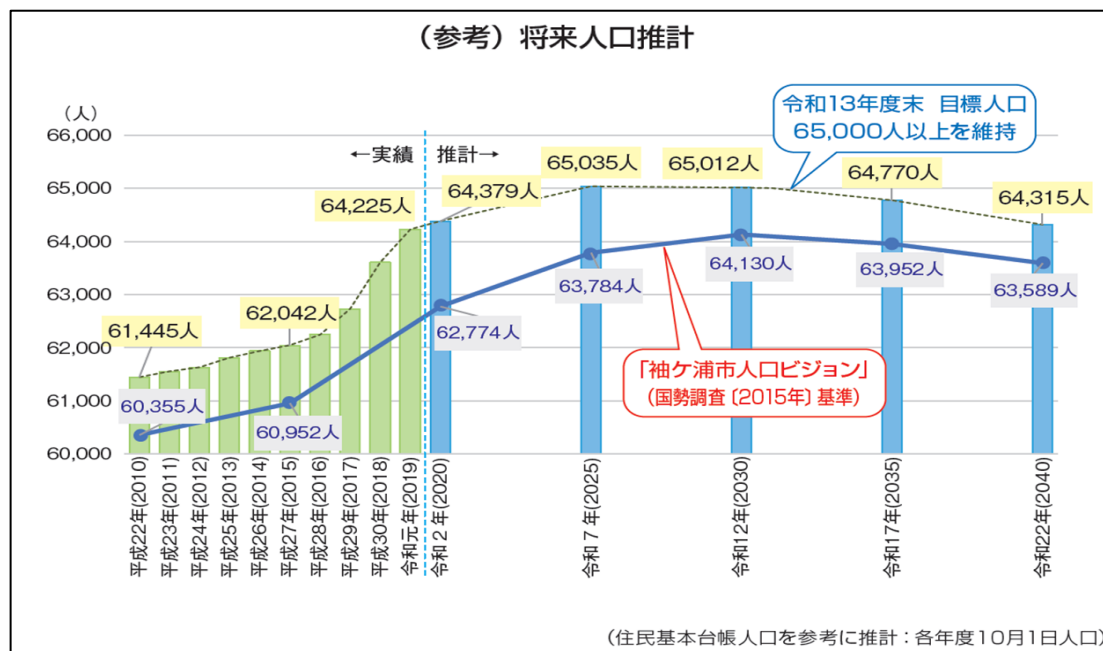
③平川地区在住児童の幼保施設入所状況(令和3年4月1日現在)

		保育施設(こども園〔保育〕含む)				教育施設(こども園〔教育〕含む)			合計
		平川	吉野田	その他市内	市外	中川	その他市内	市外	
平岡	人数	48	7	28	3	5	0	2	93
	割合	51.6%	7.5%	30.1%	3.2%	5.4%	0.0%	2.2%	100.0
中富	人数	13	53	9	6	14	1	2	98
	割合	13.3%	54.1%	9.2%	6.1%	14.3%	1.0%	2.0%	100.0%
合計	人数	61	60	37	9	19	1	4	191
	割合	31.9%	31.4%	19.4%	4.7%	9.9%	0.5%	2.1%	100.0%

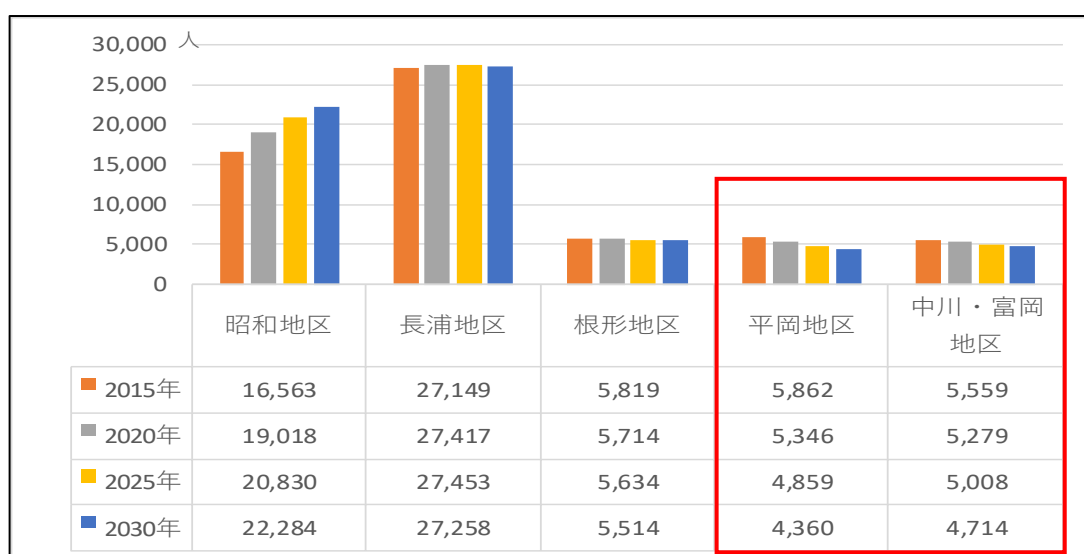
→平川地区在住の幼保施設入所児童のうち、3割弱は地域外の施設に入所しています。

(4)平川地区の将来人口推計

①総人口の推計(袖ヶ浦市総合計画より)



②地区別人口の推計(袖ヶ浦市人口ビジョン2019年度版参照)



- 令和2年3月に策定した「袖ヶ浦市総合計画(基本構想)」では、最新の人口動向や市を取り巻く状況を踏まえて、将来の目標人口〔住民基本台帳人口〕を推計しています。また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の将来展望をまとめた「袖ヶ浦市人口ビジョン」についても策定しています。(国勢調査人口を基準)
- 「袖ヶ浦市人口ビジョン」では、市内を昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の5地区に分けて推計しており、平川地区の人口は減少が続くと推計しています。

5. 平川地区における市立幼保施設整備の検討

(1) 平川地区における必要確保量の推計

袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)の計画期間終期であり、かつ国の新子育て安心プランにおける目標年度でもある、令和6年度における平川地区の幼児教育及び保育のニーズ量を推計し、整備計画の策定にあたって必要な定員数を推計するものです。

①令和3年度当初の平川地区3施設における地区別在籍児童数

施設	在籍児童数	うち平川地区	その他地区
平川保育所	71人	61人	10人
吉野田保育所	71人	60人	11人
(保育所合計)	(142人)	(121人)	(21人)
中川幼稚園	84人	19人	65人

②令和6年度当初の市立幼稚園(市全体)ニーズ量の見込

幼稚園は平川地区内の利用者が約2割であることから、市全体の教育ニーズ量を元に必要確保量を推計します。

i) 令和3年度当初における市内幼稚園在籍児童数

区分	施設名	在籍児童数
市立幼稚園	中川幼稚園	<u>84人</u>
私立幼稚園	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	161人
私立幼稚園	蔵波台さつき幼稚園	284人
私立認定こども園	認定こども園まりん〔教育〕	81人
合計		610人

ii)令和6年度当初における市全体の幼児教育ニーズ量の見込

612人(子育て応援プランにおける1号認定・2号認定〔教育〕)

→ 令和3年度当初と比較して2人の増

iii)令和6年度当初における市立幼稚園ニーズ量の見込

令和3年度当初の在籍児童数と令和6年度当初における幼児教育ニーズ量の見込に
ほぼ差が無いため、令和6年度当初の市立幼稚園ニーズ量の見込は令和3年度当初実
績と同数とします。

→ 令和3年度当初:84人=令和6年度当初見込:84人

③令和6年度当初の市立保育所(平川地区)ニーズ量の見込

i)令和6年度当初における平川地区の保育ニーズ量の見込

114人(子育て応援プランにおける市全体のニーズ量から地区按分した数値)

ii)令和6年度当初における市立保育所(平川地区)ニーズ量の見込

施設整備による地域内利用者の増加や、臨海部の保育ニーズの動向による地域外
からの利用分を考慮し、20%程度を上乗せします。

→ $114人 \times 120\% \div$ 令和6年度当初見込:137人

④平川地区幼保施設整備計画における必要確保量(令和6年4月)

上記のニーズ量の見込に基づき、平川地区幼保施設整備計画における令和6年4月時点
での必要確保量を以下のとおりとします。

幼児教育ニーズ量	80人程度
保育ニーズ量	140人程度

(2) 幼保施設整備手法の検討

① 幼保施設の類型

施設類型	幼稚園	保育所	幼保連携型 認定こども園
概要	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
法的性格	学校	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設
入所児童※	1号認定	2号認定 3号認定	(教育定員) 1号認定 (保育定員) 2号認定 3号認定
職員の資格要件	幼稚園教諭	保育士	保育教諭 (幼稚園教諭と保育士の資格を両方有する)
子育て支援事業	任意	任意	当該地域において必要な子育て支援事業を行うものとする

※入所児童の認定区分

- 1号：満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども（保育の必要性なし）
- 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）
- 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）

- 認定こども園は、0から2歳児については、共働き世帯、親族の介護などの事情で、保育の必要な子どもが入所します。3から5歳児は、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。
- 認定こども園は、地域において必要とされる子育て支援事業の実施が義務付けられており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。（子育て支援センターとしての位置付けも可能）

②幼保施設の整備手法

整備手法	主な効果	主な課題
(a)平川保育所・吉野田保育所・中川幼稚園の <u>3園を統合して認定こども園化</u>	・保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けることができる ・教育・保育ニーズ量の増減に柔軟に対応できる ・子育て支援センターの併設 ・3施設の集約により、人員確保や費用削減の効果が大きい	・唯一の市立幼稚園を認定こども園化することへの理解が必要 ・既存施設敷地内での整備は困難なため、新たな建設用地を確保する必要がある ・既存施設の利活用について検討が必要
(b)平川保育所・吉野田保育所の <u>2園を統合し認可保育所又は認定こども園を新設</u>	【認可保育所の場合】 ・2施設の集約により、人員確保や費用削減に一定の効果がある	【認可保育所の場合】 ・中川幼稚園の施設マネジメントの方針を再検討する必要がある
	【認定こども園の場合】 ・保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けることができる ・教育・保育ニーズ量の増減に柔軟に対応できる ・子育て支援センターの併設 ・2施設の集約により、人員確保や費用削減に一定の効果がある	【認定こども園の場合】 ・認定こども園の教育部分と、中川幼稚園の需要の競合が生じる ・既存施設敷地内での整備は困難なため、新たな建設用地を確保する必要がある ・既存施設の利活用について検討が必要 ・中川幼稚園の施設マネジメントの方針を再検討する必要がある
(c)吉野田保育所と中川幼稚園の <u>2園を統合し認定こども園化</u>	・保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けることができる ・教育・保育ニーズ量の増減に柔軟に対応できる ・子育て支援センターの併設 ・2施設の集約により、人員確保や費用削減に一定の効果がある	・唯一の市立幼稚園を認定こども園化することへの理解が必要 ・既存施設敷地内での整備は困難なため、新たな建設用地を確保する必要がある ・既存施設の利活用について検討が必要 ・平川保育所の施設マネジメントの方針を再検討する必要がある
(d)吉野田保育所の <u>単独改修、代替施設整備</u>	・吉野田保育所の老朽化対策の実施	・平川地区の中心部から離れているため、子育て支援センターの整備について別途検討する必要がある ・費用対効果が最も少ない ・平川保育所及び中川幼稚園の施設マネジメントの方針を再検討する必要がある



効果や課題を比較し、整備手法を検討する

(3)運営形態の検討

①運営形態の比較(本市における保育所の場合)

運営形態		公設公営 (市立施設)	公設民営 (運営委託・指定管理)	民設民営 (私立施設)
施設整備に係る 費用負担		市 10/10	市 10/10	国 1/2 市 1/4・事業者 1/4
事業運営に係る 費用負担		市 10/10	市 10/10	国 1/2・県 1/4・ 市 1/4
保育の方針		国が定めた保育指針 を元に市が決定	国が定めた保育指針 を元に市が仕様を作 成し、事業者が決定	国が定めた保育指針 を元に事業者が決定
新施設の 準備行為	職員募集	市が実施	事業者が実施	事業者が実施
	カリキュラム 作成	市が作成	市が作成した仕様を 元に事業者が作成	事業者が作成
	施設整備	市が整備	市が整備	事業者が整備



「市立幼保施設のあり方に関する方針」に基づき、民間活力
の積極的な導入を基本として検討する

(4)子育て支援センター設置の検討

①子育て支援センターの概要

- 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)は、常設の拠点において、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するものです。
- 主な子育て支援センターの機能
 - ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ・ 子育て等に関する相談・援助の実施
 - ・ 地域の子育て関連情報の提供
 - ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

②市内における子育て支援センターの設置状況

施設名	運営	地区	併設施設
そでがうらこども館	市立	昭和	－
ぱる	私立	昭和	昭和保育園
きらら	私立	昭和	認定こども園まりん
すまいるらんど	私立	長浦	長浦保育園
ゆうゆう	私立	長浦	白ゆり保育園
はぐくみ	私立	長浦	みどりの丘保育園

- 令和3年4月現在、市内には市立の子育て支援センター1箇所、私立保育園に併設された4箇所及び、認定こども園において子育て支援事業として位置付けられる1箇所の、合計6箇所の子育て支援センターが存在しています。
- 平川地区では、市立の平川保育所及び吉野田保育所において、保育士が遊びの手伝いや育児相談を行う「なかよし広場」を月2回ずつ開設しているほか、開所日には乳幼児の遊びの場として園庭を開放していますが、常設の子育て支援センターは設置されていません。



幼保施設の整備に併せて、平川地区に常設の子育て支援センターを設置する

6 整備計画策定スケジュール

- 令和3年 7月～8月 検討状況報告（議会、教育委員会、子ども・子育て支援会議）
- 令和3年 9月 平川地区意見交換会
- 令和3年11月 計画（案）説明（議会、教育委員会、子ども・子育て支援会議）
- 令和3年12月 平川地区説明会
- 令和4年 1月 平川地区幼保施設整備計画の策定

○平川地区幼保施設整備計画策定スケジュール

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
平川地区幼保施設 整備計画	計画（案）の検討	検討状況報告 平川地区意見交換会	計画（案）の調整 計画（案）説明 平川地区説明会	計画策定

平川地区幼保連携推進に関する意見交換会

平川地区のまちづくりに向けた子育て支援の充実を図るため、**幼児教育・保育の連携**や、**子育て支援センターの設置**について、子育て世代をはじめとした地域の皆様との意見交換会を開催します。



日時:令和3年9月12日(日)

午前10時から

会場:平川公民館 体育室

※ 事前申込不要
※ 保育あり(要事前申込)



【問合せ先】袖ヶ浦市 子育て支援課 TEL 0438-62-3286

令和３年度第２回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（書面会議）

意見書【議題（４）】

令和3年8月 日

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
委員長 井上 美鈴 様

委員氏名 _____

令和３年度第２回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の議題（４）平川地区幼保施設整備計画の検討状況について、次のとおり意見を提出いたします。

①平川地区幼保施設整備計画の検討状況に関する意見・質問

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】	
ページ・該当箇所	ご意見・ご質問等

②その他の意見

(幼児教育・保育施設に望む機能やサービス／平川地区の活性化に向けての子育て環境の充実／その他の子ども・子育て施策一般など)

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

※記載欄が不足する場合等は別紙を添付してください。(様式は任意)

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期 R3.4.1～R5.3.31

NO	役 職	氏 名	所 属 等
1	委員	いのうえ みすず 井上 美鈴	清和大学短期大学部
2	〃	あきやま けいこ 秋山 恵子	千葉県君津健康福祉センター地域保健課
3	〃	たかなし かつとも 高梨 勝智	木更津警察署 生活安全課
4	〃	おぐま ただし 小熊 良	千葉県君津児童相談所
5	〃	せ や まこと 瀬谷 眞	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	〃	や な せ よしえ 柳瀬 芳枝	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員
7	〃	こばやし きよこ 小林 清子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	〃	ふくしま ようこ 福島 桜子	児童サービスセンター（社会福祉法人千葉県社会福祉事業団）
9	〃	た な か なおこ 田中 直子	NPO法人子どもるーぷ袖ヶ浦
10	〃	さえぐさ か よ こ 三枝 加代子	そでがうらこども館
11	〃	さいとう しげのり 齊藤 重徳	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	〃	かんざき たもつ 神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
13	〃	たけい ちひろ 武井 千尋	みどりの丘保育園
14	〃	かどい ゆうすけ 門井 祐介	有限会社すみれ福祉会
15	〃	おおくま けんじ 大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	〃	ほそや よしこ 細谷 由子	J A きみつ女性部
17	〃	やま の い ひでゆき 山野井 英之	連合千葉南総地域協議会
18	〃	いちばら さちこ 市原 幸子	保護者推薦委員
19	〃	つちだ ゆ か 土田 由圭	保護者推薦委員

※順不同・敬称略

	氏 名	所 属 等
事務局	かりまい みきたか 荻米 幹隆	袖ヶ浦市市民子育て部長
	こんどう ひであき 近藤 英明	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課長
	うるしはら さとみ 漆原 聡美	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班長
	たかいし げんき 高石 元気	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課こども家庭班長
	ふかい ひろあき 深井 洋明	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班 主査
	さいとう たかひろ 斎藤 貴裕	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班 副主査
	やまなか ちやす 山中 千康	袖ヶ浦市市民子育て部保育幼稚園課長
	いまむら つよし 今村 豪	袖ヶ浦市市民子育て部保育幼稚園課副課長（施設管理班長事務取扱）
	もりもと よしひろ 森本 芳弘	袖ヶ浦市市民子育て部保育幼稚園課副課長（認定・給付班長事務取扱）
	も き ひろこ 茂木 敬子	袖ヶ浦市市民子育て部健康推進課副課長（すこやか親子班長事務取扱）
	いそべ まさし 磯部 正史	袖ヶ浦市教育部学校教育課副参事（指導班長事務取扱）
	い い かつのり 伊井 勝典	袖ヶ浦市教育部学校教育課副課長（学事保健班長事務取扱）